

通算法人の一般試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

別表六(九)付表 令六・四・一以後終了事業年度分

通算法人の一般試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書		事業年度	法人名		
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」)-(別表六(九)「1」)	1	円	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」)-(別表六(九)「16」)	18	円
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)	2		各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18)+(別表六(九)「16」)	19	
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」)-(別表六(九)「4」)	3		(8) > 4% の場合 $\left((8) - \frac{4}{100} \right) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	20	
	各通算法人の試験研究費の額の合計額 (3)+(別表六(九)「4」)	4		(8) < マイナス4%の場合((11) > 10%の場合を除く。) $\left((8) + \frac{4}{100} \right) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	21
他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」)-(別表六(九)「5」)	5		(11) > 10% の場合の特例加算割合 $\left((11) - \frac{10}{100} \right) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	22	
各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)+(別表六(九)「5」)	6			法人税額基準額の計算 $\left((19) + (別表六(十三)「9」) \right) \times (0.25 + ((20) と (22) のうち高い割合) 又は (21))$	23
合算増減試験研究費の額 (2)-(6)	7		税額控除可能額 $\left((17) と (23) のうち少ない金額 \right)$	24	
合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8			税額控除分配割合 $\left(別表六(九)「16」 \right) \div (19)$	25
他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」)-(別表六(九)「8」)	9	円	税額控除可能分配額 $(24) \times (25)$	26	円
各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)+(別表六(九)「8」)	10			当初申告税額控除可能額 (当初申告の(24))	27
合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11		当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(26))	28	
			$(24) \geq (27) \text{ の場合}$ (28)	29	
(6) = 0 の場合	12	0.085	(24) > (27) の場合の税額控除超過額 $(27) - (24)$	30	
(8) > 12%かつ通算親法人の事業年度が令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + \left((8) - \frac{12}{100} \right) \times 0.375$	13			(28) > 0 の場合の税額控除可能分配額 $(28) - (30)$ (マイナスの場合は0)	31
(12) 及び (13) 以外の場合 $\frac{11.5}{100} - \left(\frac{12}{100} - (8) \right) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)	14		(30) > (28) の場合の税額控除超過取戻税額 $(30) - (28)$	32	
(11) > 10% の場合の控除割増率 $\left((11) - \frac{10}{100} \right) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15		非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	33	
合算税額控除割合 $\left((12), (13) \text{ 又は } (14) \right) + \left((12), (13) \text{ 又は } (14) \right) \times (15)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	16		(33) の法人税額相当額	34	
			(34) の当期税額基準額 $(34) \times (0.25 + ((20) と (22) のうち高い割合) 又は (21))$	35	
試験研究費基準額 (4) × (16)	17	円	調整後税額控除可能額 $\left((17) と (23) - (35) \right) \text{ のうち少ない金額}$	36	
			(27) > (36) の場合の非特定欠損金調整取戻税額 $(27) - (36)$	37	